

○山梨県警察職員懲戒等の取扱いに関する訓令

〔平成4年3月10日〕
本部訓令第6号

〔沿革〕 平成6年10月本部訓令第19号	平成13年3月本部訓令第6号
平成16年3月本部訓令第8号	平成23年3月本部訓令第1号
平成25年4月本部訓令第7号	平成26年3月本部訓令第2号

（目的）

第1条 この訓令は、山梨県警察職員の懲戒等の取扱いに関し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及びこれに基づく山梨県職員の懲戒に関する条例（昭和27年山梨県条例第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 「職員」とは、山梨県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命した者をいう。
- 「監督者」とは、部下の職員を有する職員であつて、当該職員を監督する地位にある者をいう。
- 「所属長」とは、山梨県警察の処務に関する訓令（平成4年山梨県警察本部訓令第5号）第2条第1項に規定する所属の長をいう。ただし、これらの者又は山梨県警察の組織等に関する規則（昭和42年山梨県公安委員会規則第1号）第21条の3に規定する参事官等が規律違反に係る本訓令の適用を受ける場合は、その参事官又は参事が属する部又は室の長を、同規則第21条第1項に規定する総務室長、警察学校長及び警察署長にあつては警務部長を所属長とみなす。
- 「規律違反」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。
 - 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定又はこれに基づく条例、規則及び令達文書の各違反
 - 職務上の義務違反又は職務懈怠
 - 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行
- 「訓戒」とは、本部長又は所属長が軽微な規律違反をした職員に対し、その将来を戒める措置をいう。
- 「注意」とは、本部長又は所属長が極めて軽微な規律違反をした職員に対し、その将来を戒める措置をいう。

(規律違反の申立て)

第3条 職員に規律違反があると認める者は、証拠を添えて、書面により本部長に申し立てることができる。

(職員の責務)

第3条の2 次の各号に掲げる職員に規律違反があると認める職員(次条に規定する監督者及び第4条に規定する所属長を除く。)は、速やかにその旨をそれぞれ当該各号に掲げる者に報告するよう努めなければならない。

(1) 自らが属する所属の職員 自らが属する所属の長又は警務部監察課において懲戒に関する事務を担当する職員

(2) その他の職員 警務部監察課において懲戒に関する事務を担当する職員

(監督者の責務)

第3条の3 監督者(所属長を除く。)は、部下の職員に規律違反があると認めるときは、直ちにその旨を自らが属する所属の長に報告しなければならない。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、所属の職員に規律違反の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を報告書(第1号様式)により首席監察官に報告しなければならない。

(監察官の責務)

第5条 監察官は、職員に規律違反があると認めるときは、直ちに事実を調査し、懲戒手続に付する必要があると認めるときは、申立書(第1号様式の2)に次の各号に掲げる証拠及び身上調査書(第2号様式)を添えて本部長に申し立てなければならない。

(1) 本人の聴取書又は始末書(本人が供述又は始末書の提出を拒んだ場合については、事実調査書)

(2) 関係人の聴取書又は陳述書

(3) 申告に係るものについては、その申告の書類

(4) その他の証拠

2 職員は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(懲戒審査委員会)

第6条 職員の規律違反に関する事案を審査するため、警察本部(以下「本部」という。)に山梨県警察職員懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長、副委員長及び委員は次に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員長 本部長

(2) 副委員長 警務部長

(3) 委員 総務室長、首席監察官、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長及び本部長の指名する本部の所属長

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の書記)

第8条 委員会に書記を置く。

2 書記は、監察課所属の監察事務担当者をもって充てる。

3 書記は、委員長の命を受けて庶務に従事する。

(審査の要求)

第9条 本部長は、第3条及び第5条第1項に規定する申立てを受けた場合において、その規律違反に対し懲戒処分を必要と認めるときは、懲戒審査要求書（第3号様式）に証拠を添えて直ちに委員会に当該事案の審査を要求するものとする。

(審査の通知)

第10条 委員長は、委員会の開催について、申し立てられた職員（以下「被申立者」という。）にその旨を通知しなければならない。ただし、被申立者の所在を知ることができない場合においては、その通知を省略することができる。

2 前項の通知を受けた被申立者が第11条に規定する口頭審査を要求しようとする場合には、口頭審査要求書（第4号様式）により、直ちにこれを要求しなければならない。

(委員会の審査)

第11条 委員長は、審査の要求があったときは、速やかに委員会の審査を行うものとする。ただし、被申立者が口頭審査を要求したときは、原則としてその要求のあった日から3日を経過した日以降としなければならない。

2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、被申立者が要求した場合又は委員会が必要と認めた場合には、被申立者又は関係者の出席を求めて口頭審査によることができる。

3 委員会の審査は、委員長、副委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 書記は、委員会の審査の状況を明確にするため、懲戒審査委員会開催記録（第5号様式）及び懲戒審査委員会決議録（第6号様式）を備え記載するものとする。

(除斥)

第12条 委員長、副委員長及び委員は、自己に関連する事案で、その委員会に出席することが、審査の公正を害するおそれのある場合には、その委員会に出席することができない。

(口頭審査の手続)

第13条 委員長は、口頭審査を要求した被申立者に対し、速やかに委員会における審査の期日及び場所を通知するものとし、被申立者から申立書の写しの要求があったときは、遅滞なくこれを送達しなければならない。

2 口頭審査に被申立者が相当な理由なく出席しないとき、又は再度の呼出しにも応じないときには、被申立者の欠席のまま審査することができる。

3 委員長は、証人の出頭又は証拠の提出を要求することができる。

4 被申立者は、委員長に対し要求書(第7号様式)により、証人の呼出しを要求し、又は必要と認める証拠を提出することができる。

5 委員長は、前項の要求を受けた場合には、被申立者の側の証人を委員会に出頭を求めなければならない。

(勤務に関する措置)

第14条 本部長は、規律違反の事案があった場合に、必要があると認めたときは、被申立者の勤務並びに支給品、貸与品について所要の措置をとることができる。

(委員会の勧告)

第15条 委員会は、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、勧告書(第8号様式)により、本部長に勧告するものとする。

(辞令の様式及び交付等)

第16条 懲戒処分は当該職員に対し、山梨県人事委員会の定める発令通知書及び処分説明書(第9号様式)を交付して行うものとする。

2 前項の交付に際し、当該職員がその受領を拒んだときは、その時において交付されたものとみなす。

(訓戒等の措置)

第17条 本部長は、被申立者の規律違反に対し懲戒処分を要しないと認めるときは、自ら又は所属長をして訓戒又は注意を行うことができる。

2 前項の訓戒又は注意の措置は、訓戒・注意書(第10号様式)を交付して行うものとする。

3 前項の訓戒・注意書の交付は、所属長をして行わせることができる。

(懲戒原簿等)

第18条 監察課に懲戒原簿（第11号様式）及び訓戒・注意簿（第12号様式）を備え、懲戒等について必要な事項を記入するものとする。

2 前項の懲戒原簿及び訓戒・注意簿は、合冊することができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

2 改正後の山梨県警察職員懲戒等の取扱いに関する訓令の施行日前に発生した規律違反に対する懲戒等の取扱いに関しては、なお従前の例による。

附 則（平成6年10月14日本部訓令第19号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成13年3月21日本部訓令第6号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日本部訓令第8号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月1日本部訓令第1号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(山梨県警察監察規程の一部改正)

2 山梨県警察監察規程（昭和29年山梨県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「山梨県警察職員懲戒取扱規程」を「山梨県警察職員懲戒等の取扱いに関する訓令（平成4年山梨県警察本部訓令第6号）」に改める。

附 則（平成25年4月1日本部訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月17日本部訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

様式 略